

「パートナーシップ構築

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a、企業間の連携を図るため、当組合の持つ加工技術などについて、オープンに公開します。
- b、当組合の技術者を積極的に派遣、指導し、品質の向上やコスト低減に寄与します。
- c、脱炭素化への取組みを積極的に取り入れると共に、助言、支援します。

2、「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払い方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣習の是正に積極的に取り組みます。

3、その他

- a、直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- b、当組合が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

農事組合法人 東御市農産物加工組合 組合長理事 萩原 祐子